

# 評価調書(県総合評価調書)

## 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	近年の農業・農村では、農作物価格の低迷(生産性の低下)、農業従事者の減少・高齢化の進行とこれに伴う遊休農地の増加が問題となり、営農意欲のある担い手への農地の利用集積、担い手の確保・育成及び農地の保安全管理を介して遊休農地を解消する等を促進することが求められている。 公社では、「農地」と「人」の両面について窓口を一元化し、県下全域を対象とした農地保有合理化事業や県内外で取り組んでいる青年農業者等確保育成事業等を実施していること、市町村段階の農地利用集積円滑化事業のサポート等から、今後、ますます重要な役割を担うことになる。	A
組織運営	効率的な組織運営を努めているが、 (1)農地利用集積円滑化団体との連携による農地保有合理化事業の実施 (2)地域連携農業高校実践教育推進事業の実施 (3)新規就農希望者への研修や資金貸付、情報提供活動を行う青年農業者等確保育成事業の実施等から、人員体制の強化について検討する必要がある。  県の人的関与について 担い手の確保・育成及び農地政策に精通した職員を1名、干拓事業については兼務職員1名が従事している。県の施策と密接に関連していることから、県との連携が必要不可欠。	B
事業実績	農地保有合理化事業では、積極的な取組みにより農地を中間保有する機能を活用し、買入、借入面積等が対前年実績の3倍増となり、担い手への面積集積に貢献している。青年農業者等確保育成事業では、県独自の就農相談会を県外等で開催し、地域担い手協議会や支援窓口との連携を強化したため、新規就農者の目標対比156%まで上っている。中海干拓農地保有合理化促進事業は目標どおりの実績を達成している。施設整備事業等についても隠岐島前で事業実施し、目標を達成している。	A
財務内容	役員等の減で人件費を抑制し、経費の削減に努めている。 社会情勢の変化により、公社運営を助成する国事業予算が削減されていることや収益の柱であった「施設整備事業」が平成24年度で完了する等を考慮し、財政面と運営面を含めて検討する必要がある。  県の財政的関与について 県の施策との関連を精査し、一定規模の事業量、事業費を確保できよう、引き続き見直す必要がある。	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

## 2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	変化する農業施策の展開に対する体制整備	農地の中間保有機能の強化及び担い手の確保・育成	限られている予算の範囲内で、効率的、効果的に事業展開する必要がある。
総合コメント 農地集積の面では、H21.12の基盤法の一部改正により創設された市町村段階の「農地利用集積円滑化団体」による担い手への面的集積が図られ、県段階では「農地保有合理化法人(公社)」による農地の中間保有機能を活かした面的集積が図られている。公社としては、今まで蓄積してきた農地流動化事業の知識や経験等を活かし、「農地利用集積円滑化団体」をサポートしつつ、双方の連携・連絡体制の強化を図り、就農相談会等を介して担い手の確保・育成を促進するよう期待する。			